

平成18年9月

成年後見制度の利用 ～其の5～

稲垣 創平

家庭裁判所との面接が終わると家庭裁判所から後見人認可の連絡を待たなければなりません。手引きにも書いてありますが、認可が下りるまで大体2～3ヶ月かかるみたいです。ただ、今回の当事務所のケースでは、約1.5ヶ月とっていたより早く認可が下りました。これは被後見人に対する医師の診断が不要だったからでしょう。

認可が下りますと後見人は裁判所で説明会（約1時間）に出席しなければなりません。説明会では後見人に「成年後見人ハンドブック」というものが手渡され、そのハンドブックをもとに弁護士の先生が「後見人が今後何をすべきか？」しっかり説明して下さいます。主な項目をまとめますと下記の通りです。

財産目録と収支予定表の提出

被後見人に係る財産目録と収支予定表を1月以内に提出しなければなりません。書式は、上記「成年後見人ハンドブック」の中にありますし、エクセルなど御自身で作成してもOKです。因みに当事務所はエクセルで作成しました。

連絡票

後見人としての仕事を行っていくうえで不明点や質問がある場合は、電話ではなくこの「連絡票」という書面を裁判所に提出することになります。これも、上記「成年後見人ハンドブック」の中にあります。

財産の管理

後見人が被後見人の財産をしっかりと管理していかなければいけません。当事務所では後見人に被後見人に係る収入・支出（年金や医療費など）を日々記帳して頂き、毎月巡回監査を行っております。これは、後に家庭裁判所から被後見人に係る財産目録や収支予定表の提出を求められたときに、いつでも対応できるようにするためです。後見人は、被後見人が死亡するなど後見人の任務が終了するまでこの財産の管理を続けていかなければなりません。

この様に後見人は被後見人を日々支えサポートする義務と責任があります。後見人にとっては精神的にもかなりの負担を伴うかもしれません。しかし、あくまで成年後見制度は「判断能力が不十分な方々を法に基づいて支援していく」という素晴らしい制度なのです。高齢化社会という大きな問題を抱えた日本では、今後この成年後見制度が幅広く利用されることでしょうし利用されるべきと考えます。現在ではまだまだ認知度も低く利用者も少ないですが、もし少しでも「利用してみようかな？」とお考えの方はお気軽にご相談下さい。全面的にサポートさせて頂きます。

上記内容は、当事務所が申立した大阪家庭裁判所の内容に基づくものであり、各裁判所によって手続内容が異なりますのでお知りおきください。